

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

門真市環境水道部からの大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、令和元年10月1日に施行された「水道法の一部を改正する法律」に伴い、指定給水装置工事事業者制度が5年ごとの更新制に変わりました。

●指定の有効期限が従来の無期限から5年間となっています。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間と申請期間が異なります。(下表参照)

※期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	有効期間	初回更新の申請期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1年	令和2年8月3日～令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年	令和3年8月2日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年	令和4年8月1日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年	令和5年8月1日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	5年	令和6年8月1日～令和6年9月29日

初回の更新手続きについては、申請日前に各指定給水装置工事事業者さま宛に、経営総務課より事前に通知文を送付します。

●申請時に必要な提出書類及び持参するもの

- (1) 様式第1(申請書) (2) 様式第2(欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 機械器具調書 (4) 営業形態届出書
- (5) 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(原本)(個人)
- (6) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の写し)

※水道法(以下法令という)第25条の3及び水道法施行規則(以下省令という)第20条に準拠

◎指定更新申請時に併せて4項目の確認を行います。

- (1) 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- (2) 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- (3) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準についての確認

◎4項目確認用書類(参考)

- ・講習会の受講証等
- ・外部研修の受講証等
- ・配管技能の資格等